

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	宮城県南部地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 齋藤 吉勝

再生委員会の 構成員	東松島市、松島町、利府町、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業協同組合
オブザーバー	宮城県

※別添再生委員会規約及び推進体制図参照

対象となる 地域の範囲 及び 漁業の種類	・宮城県南部地域（東松島市から山元町にかけての沿岸域） ・カキ養殖業者 計116名 （鳴瀬21名・宮戸8名・宮戸西部1名・松島66名・塩釜市浦戸15名・塩釜市浦戸東部5名）
-------------------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

本プランで対象とする宮城県南部地区において、カキ養殖漁場は東松島市及び松島町、利府町、塩釜市、七ヶ浜町の二市三町にまたがる沿岸域に位置し、北側の石巻湾西部海域と南側の松島湾海域の二つの海域からなる。主力海域である松島湾海域は、リアス式海岸が更に進んだ沈降地形で湾内外に大小260余りの諸島が点在する多島海であり、その絶景さから日本三景の一つに数えられている。カキ養殖生産量は県全体の20%弱ではあるが、松島町では毎年2月に「かき祭り」が開催されており、県内でのカキ生産地としての知名度は高い。

又、外洋海域は親潮と黒潮がぶつかり合い魚の餌であるプランクトンが豊富な好漁場を形成しており、多種多様な漁船漁業及びノリ養殖業も盛んに営まれるなど、古くから漁業・養殖業を基幹産業の一つとして栄えてきた地域である。

しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災により、地区内の漁港や関連施設はもとより漁船、漁具、更にはカキ養殖業者の生産・加工施設など、その大半が流失・損壊した。震災後は、国・県・市町等の各種支援事業を活用しながら復旧・復興に努めた結果、漁船については9割程度まで復旧したものの、安心して着岸できる岸壁などが確保できていない地域もあり、カキについては着業者が震災前の7割強、施設復旧は6割強、生産量については震災前の5割程度となっている。

これら大きな要因として、加工処理施設での労働力の確保が困難なことが挙げられる。地域住民の多くが、震災により沿岸部から離れた地区で仮設生活を送っている現状にあり、国・県・市町等の各種支援事業を活用し、協業化や共同利用で経費等を削減し所得の安定・向上を目指している中であって、生産量に直結する労働力を安定的に確保することが必要である。

又、その他にも震災による流通販路の縮小に伴う販路の拡大・開拓、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染水問題による風評被害対策等、漁業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、県などの関係機関とも連携し、県産品の「安全・安心」のPRや販売促進に取り組んでいる。

(2) その他の関連する現状等

漁業者は、生産基盤だけでなく土地・住宅などの生活基盤も壊滅的な被害を受け、現在も多くの漁業者が仮設住宅等から各浜に通っている状況にあり、震災後、漁業者の高齢化等により漁業の再開を断念する漁業者も多いことから、漁村地域における漁業者を中心とする地域コミュニティの崩壊が危惧されている。漁業再開者の為の対策や後継者の確保・育成を図り、漁村地域の活性化を図る必要がある。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

カキ養殖業の生産性の向上及び経営の安定化を図るためには、先ず以って生産基盤である漁港整備の早期復旧が不可欠である。漁港施設内での安全な係留場所や生産施設の整備を急ぐと共に、「強い経営体の育成」として、協同組織や協業化の利点を活かし人力及び知識の集約を図った上で、適正なる漁場利用計画の策定や疾病対策への取り組み、生産量に直結する労働力確保の取り組み、漁業再開者の為の支援や環境づくり等の取り組みが直近の重要課題であり、これらに取り組む。

又、海況の変化により毎年収入に変動がある事から、経営安定化に寄与する共済制度の加入推進を積極的に行うと共に、「養殖生産物の安全確保」としてノロウイルスなどの衛生対策の強化、放射性物質の検査の継続実施、「食の安心・安全」の消費者等へのPR、販路の回復・拡大のための商品開発などに取り組む。

一方で、所得向上のため生産コストの削減にも取り組むこととし、以下を基本方針とする。

(1) 生産基盤の早期復旧

- ① 漁港施設の整備・復旧
- ② 生産施設の整備・復旧

(2) 強い経営体の育成

- ① 漁場の有効活用・適正利用
- ② 担い手不足、省作業化、剥き子の不足への対応
- ③ 持続可能な経営体の育成
- ④ 生産コストの低減化

(3) 養殖水産物の安全確保

- ① ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等の検査体制の強化並びに放射能対策の実施による養殖生産物の食品としての安全意識の向上

(4) 販路の回復、拡大

- ① 地域販売所の利用や「みやぎ水産の日」に合わせた販促イベント、地域イベント等を活用した知名度向上、需要拡大の推進
- ② 新たな流通形態、品目の多様化

(2) 生産努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

次の項目に取り組むこともしくは遵守することにより、生産努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

- ① 区画漁業権の管理及び行使に関し、必要な事項を定めた漁業権行使規則
- ② 養殖漁場の維持・改善のために養殖施設台数や適正養殖可能数量等を定めた漁場利用計画
- ③ 漁協部会等における年度ごとの漁期対策

(3) 具体的な取組内容

1年目（平成26年度）

以降、以下の取り組みについては、毎年、取組の進捗状況や成果を踏まえ、段階的に対象範囲を拡大するなど、必要に応じた見直しを行いつつ、関係者が一丸となって取り組む。

漁業収入向上のための取組	1. 復旧の加速化 被災全漁業者及び漁協は、国及び県や市・町の支援のもと、漁港や漁場の復旧整備とタイミングを合わせつつ、流失・損傷した漁船・漁具・資材保管場所の復旧を進めることとし、平成27年度末までの完了を目指す。
--------------	---

2. 復興の推進

「宮城県震災復興計画」においては平成 26 年度～29 年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成 26 年度～32 年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成 26 年度～32 年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的なカキ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。

(1) 強い経営体の育成

全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的なカキ養殖業の振興を図る。

① 漁場の有効活用・適正利用

全漁業者は、いかだや漁場の管理、海底清掃、むき身処理場のむき身などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で適正養殖可能数量を定める。また、これにより密殖を防ぎ、品質の向上を図る。

② 担い手の確保

・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。

・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。

③ 収入の安定化

・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。

・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。

(2) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化

全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 漁業者への適時適切な情報提供

漁協は、貝毒プランクトンにかかるモニタリング調査を研究機関と連携し実施し、漁業者へ随時情報の発信を行う。

④ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリゲート、亶理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実に取り組む。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の市・ハーバースクエア（七ヶ浜）・松島カキ祭り（松島）・荒浜漁港水産祭り（亶理）」などにおいて製品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。

消費地に対しては、とりわけ風評被害の影響の大きい首都圏を中心に、販促イベントなどに積極的に参加し、PR及び販売活動を重点的に実施する。

② 新たな流通チャネルの構築

・ 予約取引市場の取り組み

漁協は、インターネットを介したカキの予約取引市場（「おらほのかき市場」）の運用定着化とともに、これによる新たな販売先の開拓に取り組み、震災により喪失した販路の回復・開拓を行う。

また、漁協及び漁業者は、販路の拡大に応じて、同市場に産品を供給する漁業者を順次拡大し、5年目（平成30年度）に対象産品の取扱比率を生産量全体の2割程度に拡大するべく、漁業者等と生産・出荷体制及びスケジュールの整備・整理について検討・協議を進める。

・ 地域産品の出荷拡大

漁協及び漁業者は、「鳴瀬カキ」（鳴瀬川河口に位置する東松島市鳴瀬地区で水揚げされるカキのうち、養殖期間1か年で他海域産（養殖期間2か年）並みの大きさ・身入りとなるものを選別・出荷することにより差別化）などの高値での取引の定着化に向け、飲料メーカーや県などの関係機関と連携し都市圏の出店テナント（供食施設）にこれを供給するとともに、試食などによる評価の確立を通じて漁業者の収入の向上を図る。併せて、これらの消費動向を踏まえつつ、5年目（平成30年度）をめどに対象産品の取扱比率を生産量全体の2割程度に拡大するべく、漁場の水質・水温等の調査を行うとともに、成長促進のための対策、出荷サイズや品質の維持にかかる基準の検討を行う。

	<p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築</p> <p>漁協は、定期的な市場調査等により消費動向を把握するとともに、4年目（平成29年度）をめどに消費者のニーズにマッチした商品の販売を拡大するべく、買受人等と加工品の開発や出荷量・方法等について協議を行う。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.4%の漁業収入の向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取り組みにより、基準年より0.2%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>共同利用漁船等復旧支援対策事業・共同利用小型漁船建造事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、漁業復興担い手確保支援事業・新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、省燃油活動推進事業、省エネ機器等導入推進事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、がんばる養殖復興支援事業</p>

2年目（平成27年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1. 復旧の加速化</p> <p>被災全漁業者及び漁協は、国及び県や市・町の支援のもと、漁港や漁場の復旧整備とタイミングを合わせつつ、流失・損傷した漁船・漁具・資材保管場所の復旧を進めることとし、当年度末までの完了を目指す。</p> <p>2. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」においては平成26年度～29年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的な力キ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的な力キ養殖業の振興を図る。</p> <p>① 漁場の有効活用・適正利用</p> <p>全漁業者は、いかだや漁場の管理、海底清掃、むき身処理場のむき身などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得</p>
---------------------	---

て、漁場利用計画の下で定められた適正養殖可能数量を必要に応じ見直すことで密殖を防ぎ、品質の向上を図る。

② 担い手の確保

・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。

・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。

③ 収入の安定化

・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。

・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。

(2) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化

全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 漁業者への適時適切な情報提供

漁協は、貝毒プランクトンにかかるモニタリング調査を研究機関と連携し実施し、漁業者へ随時情報の発信を行う。

④ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

	<p>地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリゲート、亶理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実を図る。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の市・ハーバースクエア（七ヶ浜）・松島カキ祭り（松島）・荒浜漁港水産祭り（亶理）」などにおいて製品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。</p> <p>消費地に対しては、とりわけ風評被害の影響の大きい首都圏を中心に、販促イベントなどに積極的に参加し、PR及び販売活動を重点的に実施する。</p> <p>② 新たな流通チャネルの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予約取引市場の取り組み <p>漁協は、インターネットを介したカキの予約取引市場（「おらほのかき市場」）の運用定着化とともに、これによる新たな販売先の開拓に取り組み、震災により喪失した販路の回復・開拓を行う。</p> <p>また、漁協及び漁業者は、販路の拡大に応じて、同市場に産品を供給する漁業者を順次拡大し、5年目（平成30年度）に対象産品の取扱比率を2割程度に拡大するべく、漁業者等と生産・出荷体制及びスケジュールの整備・整理について検討・協議を進める。</p> ・ 地域産品の出荷拡大 <p>漁協及び漁業者は、前年度に引き続き、「鳴瀬カキ」などの高値での取引の定着化に向け、飲料メーカーや県などの関係機関と連携し都市圏の出店テナント（供食施設）にこれを供給するとともに、試食などによる評価の確立を通じて漁業者の収入の向上を図る。併せて、これらの消費動向を踏まえつつ、5年目（平成30年度）をめぐり対象産品の取扱比率を生産量全体の2割程度に拡大するべく、漁場の水質・水温等の調査を行うとともに、成長促進のための対策、出荷サイズや品質の維持にかかる基準の検討を行う。</p> <p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築</p> <p>漁協は、定期的な市場調査等により消費動向を把握するとともに、4年目（平成29年度）をめぐり消費者のニーズにマッチした商品の販売を拡大するべく、買受人等と加工品の開発や出荷量・方法等について協議を行う。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.4%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。 (2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。 <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動</p>

	<p>において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.2%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
活用する支援措置等	<p>共同利用漁船等復旧支援対策事業・共同利用小型漁船建造事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、漁業復興担い手確保支援事業・新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、省エネ機器等導入推進事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、がんばる養殖復興支援事業</p>

3年目（平成28年度）

漁業収入向上のための取組	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」においては平成26年度～29年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的なカキ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的なカキ養殖業の振興を図る。</p> <p>① 漁場の有効活用・適正利用</p> <p>全漁業者は、いかだや漁場の管理、海底清掃、むき身処理場のむき身などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で定められた適正養殖可能数量を必要に応じ見直すことで密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> <p>② 担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。 <p>③ 収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 <p>(2) 養殖生産物の安全確保</p>
--------------	--

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化

全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 漁業者への適時適切な情報提供

漁協は、貝毒プランクトンにかかるモニタリング調査を研究機関と連携し実施し、漁業者へ随時情報の発信を行う。

④ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリゲート、亘理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実を図る。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の市・ハーバースクエア（七ヶ浜）・松島カキ祭り（松島）・荒浜漁港水産祭り（亘理）」などにおいて製品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。

消費地に対しては、とりわけ風評被害の影響の大きい首都圏を中心に、販促イベントなどに積極的に参加し、PR及び販売活動を重点的に実施する。

② 新たな流通チャネルの構築

・ 予約取引市場の取り組み

漁協は、インターネットを介したカキの予約取引市場（「おらほのかき市場」）の運用定着化とともに、これによる新たな販売先の開拓に取り組み、震災により喪失した販路の回復・開拓を行う。

また、漁協及び漁業者は、販路の拡大に応じて、同市場に産品を供給する漁業者を順次拡大し、5年目（平成30年度）に対象産品の取扱比率を2割程度に拡大するべく、漁業者等と生産・出荷体制及びスケジュールの整備・整理について検討・協議を進める。

・ 地域産品の出荷拡大

	<p>漁協及び漁業者は、前年度に引き続き、「鳴瀬カキ」などの高値での取引の定着化に向け、飲料メーカーや県などの関係機関と連携し都市圏の出店テナント（供食施設）にこれを供給するとともに、試食などによる評価の確立を通じて漁業者の収入の向上を図る。併せて、これらの消費動向を踏まえつつ、5年目（平成30年度）をめどに対象製品の取扱比率を生産量全体の2割程度に拡大するべく、漁場の水質・水温等の調査を行うとともに、成長促進のための対策、出荷サイズや品質の維持にかかる基準を策定する。</p> <p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築</p> <p>漁協は、定期的な市場調査等により消費動向を把握するとともに、翌年度より消費者のニーズにマッチした商品の販売を拡大するべく、加工品の開発等を行いつつ、消費地に応じた出荷方法の見直しや数量の調整等を行う。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.4%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.2%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業、がんばる養殖復興支援事業</p>

4年目（平成29年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」においては平成26年度～29年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的なカキ養殖業の復興、更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的なカキ養殖業の振興を図る。</p> <p>① 漁場の有効活用・適正利用</p> <p>全漁業者は、いかだや漁場の管理、海底清掃、むき身処理場のむき身などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得</p>
---------------------	--

て、漁場利用計画の下で定められた適正養殖可能数量を必要に応じ見直すことで密殖を防ぎ、品質の向上を図る。

② 担い手の確保

・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。

・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。

③ 収入の安定化

・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。

・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。

(2) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化

全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 漁業者への適時適切な情報提供

漁協は、貝毒プランクトンにかかるモニタリング調査を研究機関と連携し実施し、漁業者へ随時情報の発信を行う。

④ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

	<p>地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリゲート、亶理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実を図る。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の市・ハーバースクエア（七ヶ浜）・松島カキ祭り（松島）・荒浜漁港水産祭り（亶理）」などにおいて製品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。</p> <p>消費地に対しては、とりわけ風評被害の影響の大きい首都圏を中心に、販促イベントなどに積極的に参加し、PR及び販売活動を重点的に実施する。</p> <p>② 新たな流通チャネルの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予約取引市場の取り組み <p>漁協は、インターネットを介したカキの予約取引市場（「おらほのかき市場」）の運用定着化とともに、これによる新たな販売先の開拓に取り組み、震災により喪失した販路の回復・開拓を行う。</p> <p>また、漁協及び漁業者は、販路の拡大に応じて、同市場に産品を供給する漁業者を順次拡大し、翌年度より対象産品の取扱比率を2割程度に拡大するべく、生産・出荷体制等を整備する。</p> ・ 地域産品の出荷拡大 <p>漁協及び漁業者は、前年度に引き続き、「鳴瀬カキ」などの高値での取引の定着化に向け、飲料メーカーや県などの関係機関と連携し都市圏の出店テナント（供食施設）にこれを供給するとともに、試食などによる評価の確立を通じて漁業者の収入の向上を図る。併せて、これらの消費動向を踏まえつつ、5年目（平成30年度）をめどに対象産品の取扱比率を生産量全体の2割程度に拡大するべく、漁場の水質や水温等の調査結果や出荷サイズ等にかかる基準に基づく適地の設定・変更や市場の開拓を行う。</p> <p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築</p> <p>漁協は、消費者のニーズにマッチした商品の販売を拡大するとともに、定期的な市場調査等により消費動向を把握しつつ、品目のさらなる拡大に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.4%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p>

	これらの取組により、基準年より0.2%以上の漁業コスト削減が見込まれる。
活用する支援措置等	新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業

5年目（平成30年度）

取り組みの最終年度であり、前年度に引き続き行い、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行う。

漁業収入向上のための取組	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」や宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、持続的なカキ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的なカキ養殖業の振興を図る。</p> <p>① 漁場の有効活用・適正利用</p> <p>全漁業者は、いかだや漁場の管理、海底清掃、むき身処理場のむき身などの作業の協業化を進めるとともに、宮城県の研究機関の協力を得て、漁場利用計画の下で定められた適正養殖可能数量を必要に応じ見直すことで密殖を防ぎ、品質の向上を図る。</p> <p>② 担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。 <p>③ 収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。 ・漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 <p>(2) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みを行い、養殖生産物の安全確保を図る。</p> <p>① 異物混入防止の徹底</p> <p>漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前に部会や研</p>
--------------	---

修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② ノロウィルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化

全漁業者及び漁協は、ノロウィルス・貝毒等にかかる検査体制を強化するとともに、研修会等を通じて衛生管理などにかかる知識の向上を図る。

③ 漁業者への適時適切な情報提供

漁協は、貝毒プランクトンにかかるモニタリング調査を研究機関と連携し実施し、漁業者へ随時情報の発信を行う。

④ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(3) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、以下の取り組みにより販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、塩釜マリゲート、亶理ふれあい市場などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、調理方法の紹介や加工製品等の種類の充実を図る。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベント「七の市・七ヶ浜海の市・ハーバースクエア（七ヶ浜）・松島カキ祭り（松島）・荒浜漁港水産祭り（亶理）」などにおいて製品のPRを強力に実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。

消費地に対しては、とりわけ風評被害の影響の大きい首都圏を中心に、販促イベントなどに積極的に参加し、PR及び販売活動を重点的に実施する。

② 新たな流通チャネルの構築

・ 予約取引市場の取り組み

漁協は、インターネットを介したカキの予約取引市場（「おらほのかき市場」）の運用定着化とともに、これによる新たな販売先の開拓に取り組み、震災により喪失した販路の回復・開拓を行う。

また、漁協及び漁業者は、対象製品の取扱比率を2割程度に拡大するとともに、消費動向を把握しつつ、取り扱いの拡大に努める。

・ 地域産品の出荷拡大

漁協及び漁業者は、「鳴瀬カキ」などの高値での取引の定着化に向け、飲料メーカーや県などの関係機関と連携し都市圏の出店テナント（供食施設）にこれを供給するとともに、試食などによる評価の確立を通じて漁業者の収入の向上を図る。これにより、対象製品の取扱比率を生産量全体の2割程度に拡大させるとともに、漁場の水質や水温等の調査結果や出荷サイズ等にかかる基準に基づく適地の設定・変更や市場の開拓を行う。

	<p>③ 消費者ニーズに応じた流通体制の構築</p> <p>漁協は、前年度に取り扱いを拡大する商品の消費動向を把握しつつ、さらなる品目の拡大に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.1%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.2%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
活用する支援措置等	新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業

(4) 関係機関との連携

<p>プランの取組を確実に実施し、効果が最大限に発揮できるよう、水産庁、宮城県（水産担当部署・地方出先機関・試験研究機関）、関係市町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業共済組合、その他地元研究機関等より指導協力を仰ぐこととする。</p>
--

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上	%以上	基準年	平成	年度：漁業所得	千円
		目標年	平成	年度：漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
共同利用漁船等復旧支援対策事業、共同利用小型漁船建造事業	東日本大震災により被災した漁船・漁具の早期復旧
水産業共同利用施設復旧整備事業	東日本大震災により被災した流通・加工施設等の整備等
漁業復興担い手確保支援事業、新規漁業就業者総合支援事業	漁家後継者候補の育成、新規漁業就業者確保
もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）	新たな漁業経営改善に向けた取組の実証
省燃油活動推進事業	燃油コストの削減

省エネ機器等導入推進事業	省エネ機器導入による燃油コストの削減
漁業経営セーフティーネット構築事業	燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支え
がんばる養殖復興支援事業	被災した漁業者の協業化による漁業再開・継続